



岐阜県の 農地・水・環境保全だより

第 39 号

令和 7 年 3 月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、魅力的な農村にとってかけがえのない大切な財産（資源）です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくしては、農村の環境を守ることはできません。



令和6年度「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラム（岐阜県庁：ミナモホール）

目 次

令和6年度「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラムの開催	2
「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」の開催	4
令和7年度多面的機能支払交付金予算概算決定	5
令和7年度に予定されている多面的機能支払交付金制度の見直しについて	6
東海農政局が実施した抽出検査における指導助言	7
令和6年度に事業実施期間の終了を迎える活動組織について	10
お知らせ	11

令和6年度「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラムの開催

令和7年2月7日（金）に、岐阜県庁1階ミナモホールにおいて、岐阜県と岐阜県農地・水・環境保全推進協議会の主催により、令和6年度「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラムを開催しました。今回は、県内外参加者約270名による活発な意見等が交わされ、大変有意義なフォーラムとなりました。

開催日：令和7年2月7日（金）

時 間：午後1:30～3:45

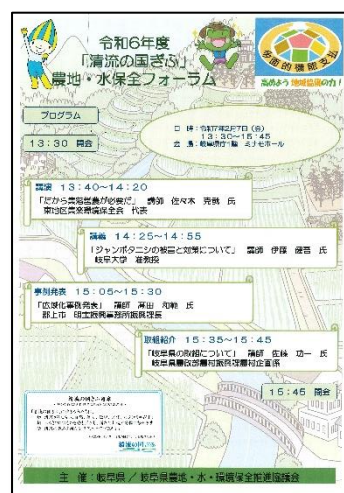
場 所：岐阜県庁1階 ミナモホール

参加者：262名

主 催：岐阜県／岐阜県農地・水・環境保全推進協議会



岐阜県庁1階 ミナモホール



プログラム

プログラム

○講演

「だから集落営農が必要だ」

講師：東地区集楽環境保全会 代表 佐々木 克哉 氏

近年の人口減少（地域の担い手不足）により地域活動等が持続困難になりつつある中で、私たちは「子供の数が増えること」が「集落営農」の成果であると考えています。そのためにできることを地域で話し合い、この状況を少しでも改善させるため、地区内10集落が参加した活動組織と「集落営農」が活動を通して連携し、支援し合える仕組みを構築しました。活動組織が主体となって新規就農者への土地や空き家の仲介、廃校となった学校の活用を検討するワーキンググループの立ち上げやイベント等の企画、将来の関係人口の創出に向けた「ふるさとワーキングホリデー」の受け入れ、大学と関係人口連結協定の締結などを実施しました。その結果、我々地域へ定住や地域資源を活用した起業などに繋がり、「子供が増える」成果となって表れています。今後も集落営農との連携など村づくりネットワークを広げていきたいと考えています。



◎講義

「ジャンボタニシの被害と対策について」

講師：岐阜大学 准教授 伊藤 健吾 氏

外来種であるジャンボタニシ（和名：スクミリンゴガイ）による稲への被害が、温暖な地域を中心に拡大しており、被害を防ぐためにはその生態を知ることが大切です。ジャンボタニシは寒さには弱い（3.5℃以下の積算温度が1000℃で死滅）こと、移動は水域のみ、卵塊は2週間で孵化することが分かっています。具体的な被害対策として、ジャンボタニシの食害期間（田植えから中干前まで）をいかに乗り切るかがポイントであり、田植え後には速やかに農薬散布すること、卵塊を水に落とす場合は産み付け後（ピンク色が白く変わる前に）に行うなど、生態を知ったうえで行う地域レベルでの協働作業が非常に有効です。



◎事例発表

「広域化事例発表」

講師：郡上市 明宝振興事務所 振興課長 高田 和範 氏

中山間地域である郡上市明宝地域の12の活動組織において、取組面積が小さいため交付金額が少額であること、事務作業の負担が大きいこと、後継者がいないこと、長寿命化の事務作業が難しいことなどの問題点がある一方、それぞれの活動組織には「それでも、活動を継続したい」といった強い思いがありました。活動継続のために必要なことを、活動組織と行政が丸となり検討会など何度も行い話し合った結果、今後も広域活動組織として活動を継続していくとの合意に至りました。広域化したことで事務が効率化や簡素化され、集落間連携も可能になり、地域の話し合いで農地維持活動や長寿命化活動など交付金を有効に活用できるため、明宝地域の活性化に繋がると考えています。



◎取組紹介

「岐阜県の取組について」

講師：岐阜県 農政部 農村振興課 農村企画係 佐藤 功一 氏

岐阜県は、多面的事業とは異なる農村づくりへの取組みとして「ぎふの田舎応援隊事業」を実施しています。田舎体験を望む都市住民を「ぎふの田舎応援隊」として登録し、人手不足に悩む農村地域とマッチングすることで、農地等の保全や農村地域への移住を支援する取組をしており、多面的の活動にも繋がる活動として紹介しました。



「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた 全国シンポジウム」の開催

多面的機能支払に係る活動や、活動への理解の促進を図るため「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」が令和6年11月27日と28日に、Web配信併用で開催されました。シンポジウムでは既存の枠にとらわれない斬新な取り組み事例や、他団体との連携事例を紹介しました。

全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会公式サイトにて、録画映像が公開されていますので、ぜひご覧ください。

全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会

検索

開催日：令和6年11月27日（水）～28日（木）
会場：東京都千代田区平河町2-7-4
砂防会館別館1階
主催：全国土地改良事業団体連合会

全体の概要

「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」

令和6年11月27日（第1部）

○基調講演「田んぼダムのすゝめ」

講師：一般社団法人農村振興センターみつけ 椿一雅 氏

○講演①「倉敷市における「田んぼダム」の取組について」

講師：倉敷市文化産業局農林水産部耕地水路課 主事 高橋萌 氏

○講演②「～世界かんがい施設遺産の広報活動と立梅用水が進める農村RMO～」

講師：立梅用水土地改良区 山本有紀 氏

令和6年11月28日（第2部）

○講演③「私達は「田んぼダム」を見つめて何を語っていくべきか？

～岩見沢市広域協定を通じて変化する岩見沢style～

講師：岩見沢市農政部農業基盤整備課長 斎藤貴視 氏

北海土地改良区総務部総務課長 高道政秀 氏

○講演④「広域組織ひとつでたすけあう地域のちから・つながる未来」

講師：熊本県土地改良事業団体連合会 常務理事 久保田修 氏

○パネルディスカッション

「田んぼダム活動を推進するために～普及・拡大に向けて取り組むべき課題～」

【コーディネーター】

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門

資源利用研究領域長 遠藤和子 氏

【パネリスト】

一般社団法人農村振興センターみつけ 椿一雅 氏

北海土地改良区総務部総務課長 高道政秀 氏

熊本県土地改良事業団体連合会 常務理事 久保田修 氏

農林水産省農地資源課多面的機能支払推進室長 村瀬勝洋 氏



全国シンポジウムのチラシ

令和7年度多面的機能支払交付金予算概算決定

令和7年度国の多面的機能支払交付金が概算決定されました。令和7年度当初予算は、交付金の本体部分が昨年度比14億1,300万円増の484億6,300万円、推進交付金が4,600万円増の15億8,500万円、合計500億4,800万円となりました。多面的機能支払交付金予算につきましては、水土里ネットぎふと連携して引き続き関係機関に対して要請を実施してまいります。

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048（48,589）百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463（47,050）百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

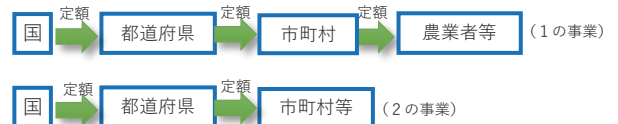
② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585（1,539）百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



交付単価		(円/10a)					
		都道府県			北海道		
		①農地維持支払 (共同)	②資源向上支払 (長寿命化)	※1	①農地維持支払 (共同)	②資源向上支払 (長寿命化)	※1
田	3,000	2,400	4,400	※1,2,3	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	※1	1,000	480	600
草地	250	240	400	※1,2,3	130	120	400

【5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用】
 ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
 ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
 ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

<事業イメージ>

※黄色ハイライトは拡充等項目

農地維持支払	資源向上支払
・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等 ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等	・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等 ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等
  	  

【加算措置】

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

項目		(円/10a)	
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	都道府県	北海道
		田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	320

			(円/10a)	
項目			交付単価	
環境負荷低減 の取組への支援	化学肥料と化学合成 農薬を原則 5 割以上 低減する取組と併せて 環境負荷低減に取り組 む面積が増加する場合	長期中干し	800	
		冬期湛水	4,000	
		夏期湛水	8,000	
		中干し延期	3,000	
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

項目	交付単価
組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと
	40万円/組織

※広域活動組織内の集落をまわいで共同活動を支援することを目的として設置される班

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

令和7年度に予定されている多面的機能支払交付金制度の見直しについて

多面的機能支払交付金が令和7年度から第3期となることに伴い、制度の見直しが予定されています。現時点で国から示されている内容について紹介いたします。

第2期からの見直し事項の概要

○拡充事項

加算措置	第2期
	●多面的機能の更なる増進への支援 ●水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援
	
	第3期
	●組織の体制強化への支援（新設） ●環境負荷低減の取組への支援（新設） ●多面的機能の更なる増進への支援 ①「広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施」 ②「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」 以上の項目を新たに追加 ●水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援

○変更点

資源向上支払 （長寿命化） の交付単価	第2期
	●広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、資源向上支払（長寿命化）の基本単価に5/6を乗じる
	
	第3期
	●活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる

東海農政局が実施した抽出検査における指導助言

令和6年11月26日～12月11日に5市町6活動組織の令和5年度実施状況報告について東海農政局による抽出検査（書類・現地）が実施されました。併せて「会計事務や安全管理に係るヒアリング」も行われ、指導助言等がされた主要内容についてご報告いたします。今後の参考にしてください。

●「会計事務に係るヒアリング」の内容は以下のとおり

〔会計事務の体制〕

- ・組織の会計事務に関して、会計事務の取扱手順、会計担当及び役割分担等を文書で明確化していますか。
- ・組織の会計事務の担当者は、定期的に交代していますか。

〔会計事務のチェック体制〕

- ・組織の会計事務の担当者以外の者が確認することになっていますか。

〔現金の取扱い（受領確認含む）〕

- ・組織の会計事務において、支払を振込等によらず現金払いとしているものはありますか。
- ・日当等の受領について、構成員本人が確認（サイン、押印）を行っていますか。

〔引出し等のチェック体制〕

- ・通帳から引出し又は振込を行う際には、担当者以外が確認する体制になっていますか。

上記ヒアリングで指導助言等がされた内容について

- ・会計事務の手順や役割分担を明文化すること。
- ・通帳と印鑑は、複数の役員がそれぞれ別々に保管することが望ましい。
- ・役員の任期を定め、会計事務の担当は定期的に交代することが望ましい。
- ・会計事務のチェックは監査以外にも、会計担当以外の者が複数人で普段から実施することが望ましい。
- ・支払いは現金ではなく、極力振り込みで行うようにすること。



現地検査の様子

●抽出検査（書類・現地）の結果について

不適切な支出等は確認されませんでした。なお、指導助言等があった内容については以下のとおりです。

1. 総会について

- ・決定事項の取りまとめ結果や議事録について、構成員へ書面での周知を徹底すること。
- ・欠席者の対応として、委任状の徴収を検討すること、総会資料の配布、決定事項（議事録等）の周知を図ること。

2. 活動計画書と実施状況報告書の整合性について

- ・市町村が認定した活動計画書（様式第 1-3 号）と実施状況報告書（様式第 1-8 号）との不一致が見られたので、整合性を図ること。

3. 実施状況報告書と活動記録の整合性について

- ・実施状況報告書と活動記録について、活動記録にはあるが実施状況報告書には記載がない等の不一致が見られたので、整合性を図ること。

4. 日当等の支払いについて

- ・日当等を支払う場合の単価等については、規約や細則等で明文化し、総会の承認を得ること。（日当等には、草刈り機等の借り入れの単価や役員報酬の金額等も含む。）
- ・規約や細則等で明文化された書面については、総会での合意と共に、毎年度の総会資料に入れるなど、構成員への周知徹底を図ること。
- ・日当を支払う際に受領者から徴収する受領印や受領サインに併せて、受領日を記入するようにすること。
- ・日当の受領サインは、フルネームで記載するようにすること。
- ・日当を代表者がまとめて受領した場合、受領した代表者から活動参加者へ支払った際の受領印や受領サインを取りまとめ、代表受領した領収書と一緒に保管すること。
- ・日当の計算書の人数と活動記録の参加人数の整合性を図ること。

5. 金銭出納簿（様式第 1-7 号）について

- ・支出の分類（「購入・リース費」や「その他支出」）等に誤りがあるのでよく確認を行うこと。

6. 領収書等について

- ・領収書の宛名は活動組織名とすること。
- ・領収書に購入物や数量、単価、受領日、納品日等を但し書きとして記入する、または、明細を添付するなどして購入内容が分かるようにすること。

7. 契約行為について

- ・工事の外注や物品の購入においては、各市町村の基準に基づいて見積書の取得や入札等を行うこと。

●「安全管理に係るヒアリング」の内容は以下のとおり

- 活動場所の事前の下見は行っていますか？
 - 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を行い、危険な箇所（急傾斜地、ぬかるみや段差、急流の水路、ハチの巣など）危険物の撤去や危険箇所を分かりやすく表示しましょう。
 - 下見は必ず複数人で行いましょう。
 - 参加者の年齢や体力、熟練度等や健康状態を確認し、無理のない作業計画を立てましょう。
- 危険箇所の目印は行っていますか？
 - 危険箇所には目印をつけて、活動前に参加者に周知しましょう。
- 作業前の注意事項の説明は行っていますか？
 - 作業前に機械の安全点検や危険箇所など参加者に説明しましょう。
 - 作業者の身を守るための服装や防護品の着用を確認しましょう。
- 一人で作業を行うことはありませんか？
 - 事故等があった場合の対応ができないので、一人での作業はやめましょう。
- 緊急連絡先は整理していますか？
 - 緊急連絡先として、最寄りの医療機関・ご家族の連絡先・保険会社・市町村などを整理して、活動時には携帯しましょう。
- 保険は加入されていますか？
 - 保険料は多面的機能支払交付金による支援対象ですので、積極的に入るようにしましょう。
- 「安全のしおり」を配布するなど活用していますか？
 - 活動の参加者に「安全のしおり」を配布するなどして安全な活動に努めましょう。



「安全のしおり」は、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会のホームページからダウンロードできます。

令和6年度に事業実施期間の終了を迎える活動組織について

令和6年度に活動期間の終了を迎える活動組織は、次の点について注意が必要です。

1. 各種研修の実施について、5年間の活動期間中に1回以上の実施が必要。

- ・農地維持支払の「事務・組織運営等に関する研修」と「機械の安全使用に関する研修」、資源向上支払（共同活動）の「機能診断・補修技術等に関する研修」を5年間の活動期間中に各1回以上実施する必要があります。実施できているかを確認しましょう。

2. 地域資源保全管理構想について、5年間の活動終了時までに策定が必要。

- ・農地維持支払活動に取り組んでいる活動組織では、5年間の活動終了時までに「地域資源保全管理構想」を策定し、関係市町村に提出する必要があります。提出漏れにならないように確認しましょう。

3. 令和7年度も引き続き活動を継続するには、事業計画書の取りまとめが必要。

- ・令和7年度も引き続き活動を継続する場合は、新たな事業計画書を令和7年6月30日までに関係市町村へ提出する必要があります。

令和7年度からの事業計画書を早めに取りまとめましょう。

事業実施期間の終了を迎える組織は、新たに事業計画の認定が必要になります!!

☞ 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

注目!!

- 継続して活動に取り組む組織にあっては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して新たに市町村の認定を受けてください。

☞ 事業計画をつくるのは大変なの？

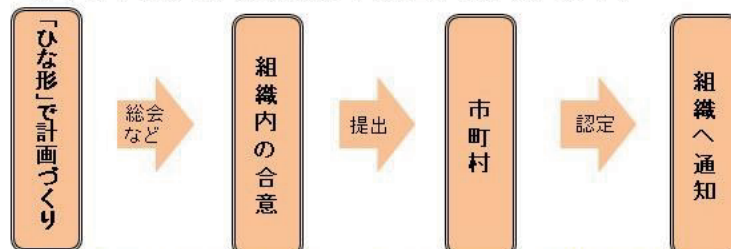
簡単!!

- 事業計画書（様式第1-2号）の「ひな形」に必要事項を記載し、活動計画書等を添付すればOKです。
- 次期活動に向け組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画がつくれます。

☞ どんな手続きが必要なの？

早めに準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



早期の事業計画認定のため、できるだけ、実施期間終了年度（令和5年度）の3月中に事業計画をつくりましょう。

お 知 ら せ

○ 事務支援ソフト体験用パソコンの貸し出しについて

活動組織の皆様には事務支援ソフトを体験していただくため、協議会に体験用のパソコンをご用意しております。1 台にソフトが2種類入っておりますので、ご希望に合わせてお試しいただくことができます。体験をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願いいたします。なお、協議会として特定のソフトを推奨するものではありません。

・体験可能なソフト一覧

①STAFireReportⅣ ②楽ちん多面

○ 協議会における研修会等の対応について

協議会では研修会用の映像資料等貸し出しも行っております。

またWeb会議方式を利用した相談会等を開催できる設備を整えております。

研修会用の映像資料等貸し出しや、Web会議方式の相談会をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願いいたします。

○ 田ケローが 県内各地で活躍しています！！



R6.10.13 農地・水みのりパレード（養老町笠郷地区 町民運動会 にて）
笠郷地区環境保全対策協議会



R6.10.26～27 岐阜県農業フェスティバル にて





田ケロー（着ぐるみ）は
貸し出しもしています。

県内ならどこでも参上するよ！

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会に問い合わせを！！

岐阜県の農地・水・環境保全だより 第39号

発行

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号（岐阜県土地改良事業団体連合会内）

TEL 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検索